102 訪問入浴介護費

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員２人の訪問	身体の状況等に支障がない旨、主治の医師の意見の確認（介護予防）	□	あり	
介護職員３人の訪問	身体の状況等に支障がない旨、主治の医師の意見の確認	□	あり	
清拭、部分浴	利用者の希望	□	あり	
同一建物減算	事業所と同一若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」とする）	□	該当	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	□	あり	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	□	あり	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	□	該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	□	該当	
	１月当たりの延訪問回数が20回以下	□	該当	
	１月当たりの延訪問回数が5回以下（介護予防）	□	該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域へ通常の実施地域	□	該当	
初回加算	新規利用者の居宅を訪問し、浴槽設置場所や給排水方法等の確認	□	該当	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	利用者総数のうち介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が直近３月間の平均で５割以上	□	該当	毎月の記録
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が２０人未満の場合は１以上、対象者が２０名以上の場合は、１に当該対象者が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	□	該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	□	該当	テレビ電話装置等の活用可

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	利用者総数のうち介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が直近３月間の平均で５割以上	□	該当	毎月の記録
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が２０人未満の場合は１以上、対象者が２０名以上の場合は、１に当該対象者が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	□	該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を上記の基準に加え１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	□	該当	認知症介護指導者養成研修 認知症看護に係る適切な研修
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	□	該当	テレビ電話装置等の活用可
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施又は実施を予定	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	１　訪問入浴介護従業者ごとの研修の計画策定、実施	□	該当	研修計画書
	２　利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	□	定期的に実施	会議記録 テレビ電話装置等の活用可
	３　定期的な健康診断の実施	□	全員に実施	健診受診記録
	４　介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が６割以上又は勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が２．５割以上	□	該当	職員台帳（履歴書等）
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	１　訪問入浴介護従業者ごとの研修の計画策定、実施	□	該当	研修計画書
	２　利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	□	定期的に実施	会議記録 テレビ電話装置等の活用可
	３　定期的な健康診断の実施	□	全員に実施	健診受診記録
	４　介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が４割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の占める割合が６割以上	□	該当	職員台帳（履歴書等）

点検項目	点検事項	点検結果		
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	１　訪問入浴介護従業者ごとの研修の計画策定、実施	□	該当	研修計画書
	２　利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	□	定期的に実施	会議記録 テレビ電話装置等の活用可
	３　定期的な健康診断の実施	□	全員に実施	健診受診記録
	４　介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が３割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の占める割合が５割以上若しくは訪問入浴介護従業者総数のうち、勤続年数７年以上の職員の割合が３割以上	□	該当	職員台帳（履歴書等）
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	１　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	２　改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	３　賃金改善の実施	□	あり	
	４　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	６　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	７　次の(一)、(二)、（三）のいずれにも適合	□		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	８　処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　次の(一)、(二)のいずれにも適合	□		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	8　処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　次の(一)、(二)のいずれかに適合	□		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	8　処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	（１）賃金改善について次に掲げる（一）～（四）いずれにも適合	□		
	（一）「経験・技能のある介護職員」のうち１人は賃金改善の見込額が月額８万円以上または改善後の見込額が年額４４０万円以上	□	該当	
	（二）「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「他の介護職員」の見込額の平均と比較し高いこと	□	該当	
	（三）「他の介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「その他の職種」の見込額の平均の２倍以上	□	該当	
	（四）「その他の職種」の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らないこと	□	該当	
	（２）改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	（３）賃金改善の実施	□	あり	
	（４）処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	（５）サービス提供体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定	□	該当	
	（６）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定	□	該当	
	（７）処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
	（８）処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	□	あり	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	（１）賃金改善について次に掲げる（一）～（四）いずれにも適合	□		
	（一）「経験・技能のある介護職員」のうち１人は賃金改善の見込額が月額８万円以上または改善後の見込額が年額４４０万円以上	□	該当	
	（二）「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「他の介護職員」の見込額のと比較し高いこと	□	該当	
	（三）「他の介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「その他の職種」の見込額の平均の２倍以上	□	該当	
	（四）「その他の職種」の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らないこと	□	該当	
	（２）改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員等特定処遇改善計画書

点検項目	点検事項	点検結果		
	（３）賃金改善の実施	□	あり	
	（４）処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	（５）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定	□	該当	
	（６）処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
	（７）処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	□	あり	
介護職員等ベースアップ等支援加算	（１）介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込み額の３分の２以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	□	該当	
	（２）改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	
	（３）賃金改善の実施	□	あり	
	（４）処遇改善に関する実績の報告	□	あり	
	（５）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定	□	該当	
	（６）処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	該当	